

しゅうろうけいぞくしえん がた
【就労継続支援B型】

ハッピーバーディー

り よ う け い や く し ょ
利用契約書

しゃかいふくしほうじん けいじんかい
社会福祉法人 敬仁会

さま い か りようしゃ しゃかいふくしほうじん けいじんかい
様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人 敬仁会
りじちよう ふじいかすひろ せっち じぎようしょ
理事長 藤井一博の設置する、ハッピーバーディー（以下「事業所」といいま
す。）は、利用者に対して提供 する就労継続支援B型サービス（以下「施設サ
ービス」といいます。）について、次のとおり契約 します。

だい じよう けいやく もくてき
第1条 （契約の目的）

この けいやく は、しょうがいしゃ ぞうごうしえんほう しゅし したが じぎようしょ ていきよう しせつ
この契約は、障害者総合支援法の趣旨に 従って事業所が提供 する施設サ
ービスの内容を明確にし、必要なサービスを適切に提供 することを定めます。

だい じよう けいやくきかん
第2条 （契約期間）

ほんけいやく ゆうこうきかん りようかいし ひ りようしゃ しきゅう けっていきかん
本契約の有効期間は、利用開始の日から利用者の支給 決定期間の
ゆうこうきかんまんりようび
有効期間満了日までです。

2 けいやくきかんまんりようび りようしゃ じぎようしょ たい けいやくしゅうりよう もう て
2 契約期間満了日までに利用者から事業所に対して、契約終了の申し出がな
い場合、かつ、利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が
こうしん ばあい けいやく こうしん
更新された場合には、契約は更新されるものとします。

だい じよう こべつしえんけいかく
第3条 （個別支援計画）

りようしゃ かいけつ かだい はあく りようしゃおよ かぞく いこう ふ
利用者について解決すべき課題を把握し、利用者及び家族の意向を踏まえ
て、施設サービスの目標及び達成時期、サービスの内容、サービスを提供す
る上での留意点等を盛り込んだ個別支援計画書を作成します。

2 こべつしえんけいかくしよ さくせいまた へんこう りようしゃおよ かぞく こべつしえんけいかく
2 個別支援計画書を作成又は変更したときは、利用者及び家族に個別支援計画
の内容を説明・交付し、文書により同意を得ます。

だい じよう しせつ ないよう
第4条 （施設サービスの内容）

じぎようしょ ていきよう ひつよう じゅうぎようしゃおよ せつび
事業所は、サービスを提供 するために必要な 従業者及び設備・
びひんとうせいび りようしゃ そうだんおよ しえん せいさんかつどう きゅうしょくかつどう た かつどう
備品等整備し、利用者の相談及び支援、生産活動、求職活動その他の活動の
きかい ていきよう つう しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりよく こうじよう ひつよう くんれん
機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
を前条に定める個別支援計画に基づいて適切に提供 します。

2 サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

第5条 (生産活動及び就労に向けての支援と工賃の支払)

事業所は、個別支援計画において生産活動の内容及び職場実習の実施、求職活動の支援、職場定着の為の支援の内容を定め利用者に対して生産活動及び就労にむけての支援の機会を提供します。

2 作業時間、作業量は利用者に過重な負担とならないように配慮し、生産活動や就労に向けての支援の機会の提供に当たっては、設備など安全に配慮します。

3 事業所は、生産活動及び就労に向けての支援(職場実習等)における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を利用者に支払います。

4 公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら就労に向けての支援を行います。

第6条 (利用料金)

利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業所に支払います。

ただし、訓練等給付費については、事業所が市町村より代理受領します。

2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月15日までに利用者へ送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月末日までに支払います。

4 事業所は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者へ領収書を発行します。

第7条 (連帯保証)

身元引受人兼連帯保証人および連帯保証人は、当施設に対し、利用者へ本契約上負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で連帯して保証します。尚、本契約が更新された場合も同様とします。

2 身元引受人兼連帯保証人は、前項債務保証に加え、次の各号に定める事項に協力します。尚、本契約が更新された場合も同様とします。

- (1) 利用者が医療機関に入院する場合における、入院手続き等
- (2) 当施設との間における利用者のサービス利用等に必要な相談、連絡への対応。

(3) 本契約の解除又は終了の場合における利用者の受け入れ先の確保等への協力。

(4) 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留品の引取り。

3 支払いが遅延した場合は、利用者又は身元引受人兼連帯保証人、連帯保証人に対し料金を再請求します。再請求に応じられない場合、第8条2項(1)に示す通り、契約の終了対象となります。ただし、契約が終了となった場合であっても、債務保証義務は継続します。

第8条 (契約の終了)

利用者は、事業所に対して、契約終了の意思表示をすることによりこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合、事業所はこの契約を解約することができます。

(1) 利用者のサービス料金の支払が正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、さらに1ヶ月以内に支払われない場合。

(2) 利用者等が事業所や、他の利用者・職員に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為・反社会的行為(職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等)を行った場合。

(3) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることが出来ない場合。

(4) 利用者が死亡された場合。

第9条 (事業者の基本的義務)

事業所は、利用者に対し、自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、必要なサービスを適切に行います。

2 事業所は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

第10条 (事業者の具体的義務)

(安全配慮義務)

事業所は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 (説明義務)

事業所は、本契約に基づく内容について、利用者やその家族・身元引受人兼連帯保証人、後見人等の質問等に対して適切に説明します。

3 (秘密保持)

事業所及び従業員は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族、身元引受人兼連帯保証人等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。また、秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。但し、障がい福祉サービス利用のための市町村、相談支援事業所その他障がい福祉サービス事業者等への情報等については、必要に応じて提供することがあります。この事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

事業所は個人情報について「敬仁会 個人情報保護規程」に基づいて取り扱を行います。

4 (身体拘束の禁止)

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

5 (サービス提供の記録の保存)

事業所はサービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。

第11条 (退所時の援助)

事業所は、契約が終了し利用者が退所する際は、利用者およびその扶養義務者の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

2 事業所は、施設サービスの提供の終了（解約の場合も含まれます。）に際し、終了の旨を援護実施者（市町村）に連絡します。

第12条 (緊急時の援助)

事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第13条 (損害賠償)

事業所は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

す。

2 事業所は、施設サービスを提供する上で、事業所の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償します。

第14条 (苦情解決)

利用者又はその家族、身元引受人兼連帯保証人、後見人は、事業所が提供した施設サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。

2 前項の申し出については、事業所が誠意をもって対応します。

第15条 (身元引受人兼連帯保証人)

事業所は、利用者に対し、身元引受人兼連帯保証人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人兼連帯保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人兼連帯保証人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が利用中に疾病等により医療機関に通院する場合、通院等手続きが円滑に進行するように事業所に協力すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、事業所と連携して利用者の状況に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

3 利用者及び身元引受人兼連帯保証人、連帯保証人は、この契約の身元引受人兼連帯保証人、連帯保証人が変更になる場合には、速やかに事業所に届け出て変更を行います。

第16条 (虐待防止)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

第17条 (その他)

この契約に定められていない事項については、障害者総合支援法その他諸法令に定めるところにより、利用者・身元引受人兼連帯保証人または後見人と事業所が誠意を持って協議して定めることとします。

しょうがいふくし サービス利用にあたり、利用者及び身元引受人兼連帯保証人に対し
て、本書面に基づいて契約内容を説明しました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

事業者 所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町長和田1835-1
名称 就労継続支援B型ハッピーバーディー
代表者氏名 施設長 石田 留美 印

利用者及び身元引受人兼連帯保証人は、本書面により指定障害福祉サービス
事業(就労事業サービス)の契約書内容について説明を受け、サービス利用につ
いて同意いたします。

【利用者】 住所
氏名 印
(代筆者)

【成年後見人等】 住所
氏名 印

【身元引受人兼連帯保証人】 住所
氏名 印
(続柄)

【連帯保証人】 住所
氏名 印
(続柄)